

西和賀町まちづくり基本条例《逐条解説》

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 目指すまちの姿（第4条）

第3章 まちづくりの基本原則（第5条）

第4章 町民の権利と責務（第6条－第8条）

第5章 議会等の責務（第9条・第10条）

第6章 町長等の責務（第11条・第12条）

第7章 情報共有と個人情報の保護（第13条・第14条）

第8章 参画と協働（第15条・第16条）

第9章 地域コミュニティ（第17条）

第10章 住民投票（第18条・第19条）

第11章 行財政運営（第20条－第28条）

第12章 国、他の地方公共団体等との関係（第29条－第31条）

第13章 条例の検証及び見直し（第32条・第33条）

第14章 補則（第34条）

附則

前文

緑深い奥羽山脈の山懐に抱かれた西和賀町は、2005年11月、旧湯田町と旧沢内村との合併により誕生しました。北は和賀山塊、南は南本内岳に代表される山々は、山菜やきのこなどの豊かな山の恵みをもたらし、降り積もる雪は幾多の沢となり、和賀川の清流となって流れています。

岩手県の西端に位置し、秋田県と境を接するこの地域は、古くから東西の往来の中で独自の文化を育んできました。

恵まれた自然が時として脅威となるこの地には、一人ひとりの命を何よりも大事にする「生命尊重」の理念と、人と人とのつながりを大切にする「結い」の精神が強く息づいています。

私たちは、先人から受け継いだ自然、風土、文化を継承しながら、郷土を愛し、誇りを持ち、力を合わせて明るい未来を創造していかなければなりません。

そのためには、町民一人ひとりが互いの多様な考え方や生き方を尊重し合うとともに、町民、議会及び町の執行機関が情報を共有しながら共に考え、行動し、自治を展開していくことが必要です。

ここに、町民自らが自治の主役であることを自覚し、町民、議会及び町の執行機関の三者協働によるまちづくりを実現するため、西和賀町の最高規範としてこの条例を制定します。

【解説】

前文は、この条例の制定の背景、まちづくりの方向性や基本的な考え方、条例制定の目的や決意等について規定するものです。

第一段落では、町村合併によって本町が誕生した経緯と町の自然環境などの特性を、第二段落

で地理的条件や歴史的背景、第三段落で「生命尊重」や「結いの精神」といった、この地域が大切にしてきた考え方を示しています。第四段落で、未来に向けての決意を、第五段落で目指すべき自治のあり方を述べ、第六段落において、町民、議会及び町の執行機関との協働によるまちづくり実現のため、この条例を制定することを宣言しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、西和賀町（以下「町」といいます。）のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおける町民、議会及び町の執行機関の役割を明らかにし、参画と協働による町民主体の自治を推進することにより、町民が住みよい、健康で安心して暮らせるまちをつくることを目的とします。

【解説】

この条例制定の目的を定めています。

参画と協働による町民主体の自治を推進することにより、住みよい地域社会を実現することがこの条例の目的であることを述べています。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、町が定める最高規範であり、町民、議会及び町の執行機関は、この条例を誠実に遵守しなければなりません。

2 町の執行機関及び議会は、他の条例、規則等の制定若しくは改廃又はまちづくりに関する計画の策定若しくは変更にあたっては、この条例に適合させるものとします。

3 町の執行機関及び議会は、この条例に定める事項を実現するため、必要な措置を講ずるものとします。

【解説】

地方自治法上、地方公共団体の条例の間には上下関係はありませんが、この条例をまちづくりに関する基本ルールとしての町の最高規範と位置づけ、町民、議会及び町の執行機関は、この条例を遵守しなければならないことを定めています。

また、他の例規の制定や改廃、まちづくりに関する計画の策定や変更にあたっては、他の条例に優先するものとしてこの条例に適合させなければならないことなどを規定しています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

(1) 町民 町内に居住する人、町内で働く人及び学ぶ人並びに町内で事業を営み、及び活動する法人その他の団体をいいます。

(2) 町の執行機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(3) 参加 町民がまちづくりに関わり、意見を表明し、行動することをいいます。

(4) 参画 町民が町の政策の立案、実施及び評価の過程に主体的に参加し、その意思形成に関わることをいいます。

(5) 協働 町民、議会及び町の執行機関が、それぞれの役割と責任を持ち、対等な立場で協力して行動することをいいます。

(6) まちづくり 自分たちのまちを住みよくするための活動をいいます。

【解説】

この条例に用いられる用語のうち、共通認識が必要な重要な用語の意味を定義しています。

「町民」には、町内に住所を有する住民のほか、町内の事業所に勤務する人や町内の学校に通学している人も含むものとしています。また、町内の事業者や町内で活動しているNPOなどの団体も、同じく「町民」に含まれるものとしています。

「町の執行機関」には、町長のほか、町政運営を担う機関として市町村に設置することが義務付けられている行政委員会が含まれます。町に置かなければならない機関としては他に公平委員会がありますが、本町では県にその事務を委託しているため、除外しています。

「参加」は、まちづくりに町民が関わり、自分の考えを示したり具体的な行動をとったりすることを指しています。

「参画」は、町の政策形成や実施の過程において、町民が主体的に関与することを指し、「参加」よりも町政への関与の度合いが高いものとして位置付けています。

「協働」は、まちづくりを進めるために、町民、議会及び町の執行機関の三者が連携・協力して取り組むことを指しています。

「まちづくり」は、住みやすいまちを実現するための公共的・公益的な活動を指しています。

第2章 目指すまちの姿

第4条 町民、議会及び町の執行機関は、次に掲げるまちの実現に努めるものとします。

- (1) お互いを尊重し、助け合い、誰もが生涯生き生きと暮らせるまち
- (2) 保健、医療及び福祉が充実し、安心して健やかに暮らせるまち
- (3) 子育て環境が充実し、安心して子どもを生み、育てられるまち
- (4) 生涯にわたって学び続けられる環境が整備されたまち
- (5) 郷土の歴史や伝統を継承し、新しい文化を創造するまち
- (6) 地域資源を生かした産業の振興による活力に満ちたまち
- (7) 生活基盤が整備され、安全で快適な暮らしを守るまち
- (8) 除雪体制が充実し、冬でも快適に暮らせるまち
- (9) 豊かな自然を守り、育て、共生する循環型のまち

【解説】

町民、議会及び町の執行機関が連携して作り上げて行こうとする、まちのあるべき姿を規定しています。

第1号は、住む人同士の協力により究極的に目指すべきまちの姿を示し、第2号及び第3号は「保健、医療及び福祉」、第4号及び第5号は「教育文化」、第6号は「産業」、第7号及び第8号は「生活基盤」、第9号は「生活環境」の各分野の目標を表しています。

なお、ここでいう「まち」は、地方自治法上の地方公共団体としての「町」に加え、自然、歴史、文化、さらにそこに住む人と人とのつながりやふれあいといった、無形的なものを含む用語として使用しています。

第3章 まちづくりの基本原則

第5条 町民、議会及び町の執行機関は、次に掲げる基本原則に基づき、町民主体のまちづくりを進めるものとします。

- (1) 情報共有の原則 町政に関する情報を互いに共有すること。
- (2) 参画の原則 町民の参画を基本とした町政運営を行うこと。
- (3) 協働の原則 三者協働を基本として公共的課題の解決に取り組むこと。

【解説】

町民主体のまちづくりを進める上で、町民、議会及び町の執行機関の三者が尊重しなければならない基本的な原則を定めています。

第1号は、まちづくりを行う上で必要不可欠な情報の共有について規定しています。

第2号は、町政運営に当たっては住民参画が基本であることを規定しています。

第3号は、町民、議会及び町の執行機関の三者による協働がまちづくりの基本であり、町の課題に協力して取り組むことについて規定しています。

第4章 町民の権利と責務

(町民の権利)

第6条 町民は、生命及び健康が守られ、健やかに生きる権利を有します。

- 2 町民は、等しく学ぶ権利を有します。
- 3 町民は、町の執行機関及び議会が保有する情報を知る権利を有します。
- 4 町民は、まちづくりに参加するとともに、町政運営に参画する権利を有します。

【解説】

町民が、この条例の運用によるまちづくりによって守られる権利を定めています。

第3項の「知る権利」は西和賀町情報公開条例（平成19年西和賀町条例第2号）でも規定されていますが、参画と協働によるまちづくりを進める上で重要な権利であるため、ここで改めて定めています。

また、第4項では、自分たちのまちを住みよくするための活動である「まちづくり」に町民が参加するとともに、町政運営にも町民が主体的に参画する権利があることを規定しています。

(町民の責務)

第7条 町民は、町の課題を認識し、積極的に町政運営に参画し、まちづくりを推進するよう努めるものとします。

- 2 町民は、町政運営に参画するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。
- 3 町民は、地域を愛し、誇りを持ち、伝統文化を後世に伝えるよう努めるものとします。
- 4 町民は、結いの精神を大切に、互いに尊重し、助け合うよう努めるものとします。

【解説】

第6条の「町民の権利」と対になる関係として、町民が果たすべき責務を定めています。

第1項では、町民自らがまちづくりの主体であることを自覚し、自分たちのまちを住みよいものにするよう努力しなければならないことを規定しています。第2項は、町政運営に参画するに当たって、自分の発言や行動に責任を持たなければならないことを規定しています。

また、第3項及び第4項では、伝統文化の伝承や相互扶助の精神を尊重することなど、地域社会の一員としての責任を表現しています。

(子どもの権利)

第8条 子ども（満18歳未満の町民をいいます。次項において同じ。）は、よりよい環境のもと、健やかに成長する権利を有します。

2 子どもは、その年齢に応じ、まちづくりに参加するとともに、町政運営に参画する権利を有します。

【解説】

「子ども」は「町民」に含まれますが、次世代を担い未来を創造する主体として大切に育てられる権利を有すること、及びそれぞれの年齢に応じ町政運営に参加及び参画する権利を持つことを定めています。

また、「子ども」の定義については、児童福祉法や子どもの権利条約の規定を総合的に勘案し、町民のうち18歳未満の者としています。

第5章 議会等の責務

(議会の責務)

第9条 議会は、町民の視点から町政運営を監視しなければなりません。

2 議会は、町民に対して開かれた議会運営に努め、町民に対する説明責任を果たさなければなりません。

3 議会は、政策を立案し、提案するに当たっては、町民との対話の機会を積極的に設け、その意識の把握に努めなければなりません。

【解説】

町民の代表機関である議会が果たすべき責務を定めています。

議決機関である議会は、町政の重要な意思決定を行う役割を持つことから、町政運営を監視、けん制する責務があること、町民に対して会議の公開や情報の提供、公開による説明責任があること、住民ニーズに合った政策立案のため町民の意識の把握に努めることを規定しています。

(議員の責務)

第10条 議員は、町民の代表者としての自覚を持ち、自ら研さんを重ね、政策立案能力を高めるよう努めるものとします。

2 議員は、政治倫理の更なる向上に努めるものとします。

【解説】

町民を代表して行動する議員個人が果たすべき責務を定めています。

議員は、町民の意思を反映した政策を立案するため、その能力を高めることを責務として規定しているほか、町民の信頼に応えるための政治倫理の向上についても定めています。

第6章 町長等の責務

(町長の責務)

第11条 町長は、町民が健康で安心して暮らせるまちづくりのため行動しなければなりません。

2 町長は、この条例を遵守し、町の代表者として公正かつ誠実に町政運営を行わなければなりません。

3 町長は、効率的な行財政運営に努め、町が保有する財産を最大限に活用しなければなりません。

4 町長は、職員の能力の向上を図るとともに、能力を発揮できる環境づくりを行わなければなりません。

【解説】

町の代表者としての町長が果たすべき責務を定めています。

町長は、町政運営に関する広い権限を有することから、町民の健康と暮らしを守るために行動すること、町民に町政運営を付託された責任者としてこの条例を遵守すること、効率的な行財政運営に努めること、職員の能力向上を図ることなどを定めています。

(職員の責務)

第12条 職員は、町民との対話に努め、共にまちづくりを推進するよう努めるものとします。

2 職員は、その能力を高め発揮するため、積極的に自己研さんに努めるものとします。

3 職員は、公正かつ公平に職務を遂行するものとします。

【解説】

町長の補助機関である職員が果たすべき責務を定めています。

町政運営において大きな役割を担う職員は、町民との対話を図り、町民と共にまちづくりの推進に努める必要があります。また、その能力向上のため努力するとともに、公正かつ公平にその職務を遂行しなければならないことを規定しています。

第7章 情報共有と個人情報の保護

(情報共有)

第13条 町の執行機関及び議会は、町政運営に関する情報を町民と共有するよう、保有する情報の積極的な提供に努めるものとします。

2 町の執行機関及び議会は、町民に情報を提供するに当たっては、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法とするよう努めるものとします。

【解説】

この条例の基本原則の一つである情報共有の原則に基づく町の執行機関と議会が行う情報提供のあり方について定めています。情報の提供とは、情報公開条例に基づく情報公開請求が無くて

も、町の執行機関及び議会が積極的に情報を提供することを指します。

情報提供に当たっては、提供の目的や対象者を踏まえ、理解しやすい表現を工夫するほか、広報紙、ホームページ、告知端末、その他対象者が入手しやすい方法を利用しながら、町民の町政への関心や参画意欲を高めるよう努力することについて規定しています。

(個人情報保護)

第 14 条 町の執行機関及び議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、保有する個人情報の保護について、必要な措置を講じなければなりません。

【解説】

町の執行機関及び議会が保有する情報には、町民に公開することができない個人情報も含まれることから、町民との情報共有を進めながらも、個人情報を保護する義務を定めています。個人情報保護の詳細に関しては、「西和賀町個人情報保護条例（平成 17 年西和賀町条例第 12 号）」が制定されています。

第 8 章 参画と協働

(参画機会の保障)

第 15 条 町の執行機関は、町政に関する重要な計画の策定及び変更並びに住民生活に重大な影響を及ぼす施策及び制度の導入及び改廃をしようとするときは、町民の意見が町政に反映されるよう多様な参画の機会を設けるものとします。

【解説】

この条例の基本原則の一つである参画の原則に基づく町民の町政への参画の機会の保障について定めています。

「参画」については、第 3 条第 4 号で「町民が町の政策の立案、実施及び評価の過程に主体的に参加し、その意思形成に関わること」と規定していますが、ここでは、町の将来に重大な影響を及ぼす事項に関しては、町の執行機関が多様な方法を用いて町民が参画しやすい環境を作らなければならないことを定めています。

参画の手法には、審議会等、パブリックコメント、アンケート調査、説明会等様々ありますが、その詳細については別に指針等を整備することになります。

(協働の推進)

第 16 条 町の執行機関は、協働によるまちづくりを推進するための制度を整備するものとします。

【解説】

この条例の基本原則の一つである協働の原則に基づき、町の執行機関が、協働のまちづくりを推進するためのルールや役場庁内の体制など、必要な制度を整備することを規定しています。

第 9 章 地域コミュニティ

第 17 条 町民は、地域コミュニティ（居住地を基本とした町民の多様な集まりをいいます。以下

この条において同じ。)の一員であることを認識し、地域の課題解決のために主体的に活動するものとします。

2 地域コミュニティは、互いに連携及び協力し、まちづくりの推進に努めるものとします。

3 町の執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するために必要な措置を講ずるものとします。

【解説】

まちづくりに重要な役割を果たす自治組織である地域コミュニティに関して定めています。

町民がその一員として主体的に活動することや地域コミュニティ相互の連携・協力の必要性、地域コミュニティに対する町の執行機関の支援についても規定しています。

なお、「地域コミュニティ」は、集落ごとの地区協議会や行政区単位の住民団体のほか、PTA、消防団、老人クラブ、婦人会など、居住地単位で組織される、いわゆる「地縁型コミュニティ」を指すものとしています。

第10章 住民投票

(住民投票)

第18条 町長は、町政に関する重要事項について直接、住民（町内に住所を有する者で、満15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したもの（外国人を含みます。）をいいます。次条において同じ。）の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 町長及び議会は、住民投票の結果を尊重するものとします。

【解説】

町政に関する重要事項について直接住民の意思を問うことができる住民投票制度について定めています。

住民投票は住民の意思を直接把握するために有効な手段ですが、地方自治制度はあくまで選挙により選ばれた町長と議会による間接民主主義が原則であり、これを補完する制度と位置付けられます。

住民投票の対象となり得る事項は、町の将来に関わる重要な問題であることから、若い世代の者を対象とするため、義務教育終了以上の年齢の者が参加できることとし、この年齢では高等学校に在学している場合が多いため、同学年の者が投票に参加できるよう配慮した規定としています。

また、国政選挙における選挙権を有しない外国人であっても、一定年数以上の長期にわたって日本に滞在している者は住民投票に参加できるものとしますが、その詳細は別に定める条例で規定することとします。

住民投票の結果に法的拘束力を持たせることはできませんが、町長と議会はその結果を尊重しながら総合的に判断して意思決定を行うこととなります。

(住民投票の請求等)

第19条 住民は、町政に関する重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から町長に対して住民投票の実施を請求することができます。

- 2 議会は、町政に関する重要事項について、議員の定数の6分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決されたときは、町長に対して住民投票の実施を請求することができます。
- 3 町長は、町政に関する重要事項について、必要であると判断したときは、自らの意思により住民投票を実施することができます。
- 4 町長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。
- 5 住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説】

住民投票を行う場合の手続の原則を規定しています。

住民投票の請求に必要な署名の数は、対象者の6分の1以上と設定し、この基準を満たした場合にいつでも投票を実施できるとする、いわゆる「常設型」の住民投票制度を採用しています。

議会議員による住民投票実施の請求については、「定数の6分の1以上」の賛成を得て議会に提案できるとしています。これは、本町における現行の議会議員の定数が12人であり、最低2人以上の賛成が必要になるよう考慮したものです。

また、町長は、自らの意思により住民投票を実施できるとしています。

「常設型」の住民投票制度であるため、投票資格、投票方法、成立要件などの詳細な規定については、別に条例を制定することとしています。

第11章 行財政運営

(総合計画)

第20条 町の執行機関は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下この条において「総合計画」といいます。）を策定するものとします。

2 総合計画は、議会の議決を経て定めるものとします。

3 町の執行機関は、総合計画の策定に当たっては、原案を公表するとともに、町民の意見を聴くものとします。

4 町の執行機関は、総合計画の進行管理を適切に行い、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 町の執行機関の政策の立案、実施等は、総合計画に基づいて行わなければなりません。

【解説】

町政運営の基本となる総合計画のあり方について規定しています。

平成23年5月の地方自治法改正により、市町村の基本構想策定義務は廃止されましたが、基本構想は長期的なまちづくりの方向性を示し、総合的かつ計画的な行政運営の指針としての意義があることから、引き続き策定することとします。従来、議決を義務付けられていた基本構想に加え、これを実現するための基本計画についても議会の議決を経なければならないことと規定しています。

また、町の執行機関が政策を立案し実施するにあたっては、総合計画に基づく必要があることを定めています。

(組織)

第 21 条 町の執行機関の内部組織は、町民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものとしします。

2 町長は、社会情勢の変化に柔軟に対応できる内部組織を編成するものとしします。

【解説】

課等の内部組織の設置について、町民への分かりやすさを重視しながら効率性や機能性を備えたものであるよう配慮すること、地方分権の進展や、住民ニーズの多様化など社会情勢の変化に素早く対応できるような柔軟性を有することなど、町政運営を担う町の組織のあり方について定めています。

(審議会等)

第 22 条 町の執行機関は、審議会、審査会その他の附属機関及びこれに類するもの（次項において「審議会等」といいます。）の委員を選任するに当たっては、原則として公募の委員を加えるとともに、男女の均衡を図るよう努めなければなりません。

2 審議会等の会議は、公開を原則としします。

【解説】

参画の原則に基づく審議会等の委員の公募と、情報共有の原則に基づく会議の公開に関して定めています。

審議会等は、町の政策決定に大きな役割を果たしていることなどから、公募に適さないなど正当な理由がある場合以外には、その委員の一部は公募により選任しなければならないことと、委員の構成について男女の均衡を図ることを定めています。

また、非公開情報を審議する場合などの例外を除き、会議を公開することを原則としています。

これらの委員の公募や会議の公開については、要綱等で詳細を定める必要があります。

なお、「審議会等」には、条例で設置される町の執行機関の附属機関のほか、要綱等で設置されるものも含まれるものです。

(政策法務)

第 23 条 町の執行機関は、行政課題や町民の要望に対応するため、法令を主体的に解釈及び運用するとともに、条例、規則等の制定、改廃その他の方法により、政策の実現に努めるものとしします。

【解説】

多様化する住民ニーズや地域課題を解決するため、地方自治法に規定されている地方公共団体による法令の自主解釈権と条例制定権を活用し、積極的に政策実現を図ることについて規定しています。

(法令遵守)

第 24 条 町の執行機関は、町政運営の公正性及び透明性を確保するため、法令を誠実に遵守し、違法行為に対して直ちに必要な措置を講じなければなりません。

【解説】

違法・不当な行為があった場合にこれを放置せずに早期に是正するなど、適正な措置を講ずることで町政運営の公正性と透明性を確保することを定めています。

(財政運営)

第 25 条 町の執行機関は、財政状況を総合的に把握し、健全で効率的な財政運営を行わなければなりません。

2 町の執行機関は、財政状況を町民に分かりやすく公表するものとします。

【解説】

費用対効果の検証などにより中長期的な観点で財政状況を把握し、健全で効率的な財政運営を行わなければならないことと、町民との情報共有の原則に基づく財政状況の公表について定めています。

(行政評価)

第 26 条 町の執行機関は、効果的かつ効率的な行政運営のため、客観的な行政評価を行い、その結果を公表するとともに、施策に反映させるよう努めるものとします。

2 町の執行機関は、行政評価の実施に当たっては、町民参画に努めるものとします。

【解説】

町の政策や、事業を実施した結果どのような成果があったかを評価し、結果を公表するとともに施策に反映させていく行政評価制度について定めています。

また、評価の客観性や透明性を高めるため、町民が行政評価に参画できる手法を取り入れていくことも規定しています。

(意見、要望、苦情等への対応)

第 27 条 町の執行機関は、町民からの意見、要望、苦情等を受けたときは、誠実に応じ、迅速かつ適切な措置を講じなければなりません。

【解説】

町民からの意見、要望、苦情等に対して、町の執行機関は適切な対応をする責任があることについて定めています。

(危機管理)

第 28 条 町の執行機関は、町民の生命、身体及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動が図られるよう危機管理体制を確立しなければなりません。

2 町の執行機関は、町民並びに国、県及び近隣市町村と連携し、協力体制の確立を図るなど、災害その他の緊急事態に備えなければなりません。

【解説】

町の執行機関が、日常生活における町民の安全確保はもとより、自然災害や事件、事故等の不測の事態に備えて必要な体制を整備するとともに、町民との連携・協力や、国、県及び近隣市町

村との協力体制を構築することにより、危機管理体制の整備を図ることについて定めています。

第12章 国、他の地方公共団体等との関係

(国及び県との関係)

第29条 町は、国及び県と対等な立場であり、町民福祉の増進のため、国及び県と連携し協力するとともに、政策及び制度に関する提案を積極的に行うよう努めるものとします。

【解説】

国と地方公共団体は法律的にも上下関係がなく、対等・協力の関係と位置付けられています。町は、国及び県と対等な立場で連携・協力することにより、町民福祉を向上させるよう努めること、地域の実情に応じた政策実現のため、国及び県に対して新たな政策や制度についての提案を積極的に行っていく必要があることを定めています。

(近隣市町村との関係)

第30条 町は、町民サービスの向上及び広域的な政策課題を解決するため、近隣市町村と連携し、協力するよう努めるものとします。

【解説】

本町だけでは解決できない広域的な課題に対応するため、近隣市町村との連携・協力を図ることについて定めています。

(町外の人々との連携)

第31条 町は、町外に住む人々との交流及び連携を深め、その知恵や意見をまちづくりに生かすよう努めるものとします。

【解説】

町出身者や町に縁のある人などに対して積極的に情報提供を行うこと等により、本町を応援してくれる人々を増やし、それらの人々の知恵や意見をまちづくりに生かしていくことについて定めています。

第13章 条例の検証及び見直し

(運用状況等の検証)

第32条 町長は、この条例に基づくまちづくりを推進するため、まちづくり基本条例検証委員会（以下この条において「委員会」といいます。）を設置します。

2 委員会は、この条例の運用状況について審議し、町長に答申するものとします。

3 委員会は、前項に規定するもののほか、まちづくりの推進に関する事項について、町長に提言することができます。

4 町長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。

5 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説】

この条例の実効性を確保するため、町長の附属機関として「まちづくり基本条例検証委員会」

を設置することについて定めています。

「まちづくり基本条例検証委員会」は、条例が適切に運用されているかを検証し、町長に対して答申するほか、必要に応じて提言も行います。この組織の詳細については、別に条例を制定することとしています。

(条例の見直し)

第 33 条 町は、社会情勢の変化その他の事情に対応するため、必要に応じ、この条例を見直すものとします。

【解説】

社会情勢の変化や、まちづくり基本条例検証委員会の答申や提言に的確に対応するため、必要に応じて、この条例の改正などの見直しをすることについて規定しています。

第 14 章 補則

(委任)

第 34 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

【解説】

この条例の施行に際して具体的な仕組み等を定める必要があるものについては、別に規則や要綱、指針等を定めることについて規定しています。

附 則

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行します。